

2006年4月11日

## 交通バリアフリー法に基づき、エレベーター等整備を継続的に推進

JR東日本では、

- これまで、高齢化社会等へ対応するため、バリアフリー化を積極的に推進してまいりました。その結果、2005年度末には、交通バリアフリー法対象駅中、約6割の駅でエレベーター等による段差解消を実現いたしました。
- ひきつづき、バリアフリー化を進め、原則として2010年度までに法対象駅の段差解消を進めてまいります。
- また、すべてのお客さまにとって利便性の高いエスカレーターについても、約300駅を対象に積極的に整備してまいります。

### 【これまで】

- 当社では、交通バリアフリー法対象駅(乗降人員5千人以上等)に計画的にエレベーター等の整備によるバリアフリー化を推進してまいりました。
- その結果、法対象である乗降5千人以上の駅や高齢者・身障者のお客さまのご利用の多い駅(約490駅)のうち、エレベーターや車いす対応エスカレーター等の整備により段差解消されている駅は、2005年度末には約6割に到達しました。

### 【ひきつづき】

- 交通バリアフリー法に基づく基本方針の主旨に従い、原則として、2010年度までに乗降人員5千人以上の駅や高齢者・身障者のお客さまのご利用の多い駅(約490駅)において、エレベーター等の整備による段差解消を進めます。
- また、音による視覚障害者誘導設備、身体障害者対応型トイレ等のバリアフリー設備についても整備を進めます。
- すべてのお客さまにとって利便性の高いエスカレーターについても、乗降人員1万人以上高低差5m以上の駅(約300駅)に整備を進めます。
- 今後も、国および地方自治体より、補助制度の活用などのご協力をいただきながら、計画的に整備を進めます。

【参 考】・当社管内の駅数	1, 6 9 9 駅
・交通バリアフリー法対象駅	4 9 0 駅
(内訳)	
乗降人員 5 千人以上	4 7 0 駅 (2004 年度乗降データ)
高齢者・身障者のお客さまのご利用の多い駅	2 0 駅
	(2004 年度乗降データおよび 2000 年国勢調査データ)

〔エレベーターの整備例〕



〔エスカレーターの整備例〕



〔身体障害者対応型トイレの整備例〕

